

福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針

平成 27 年 11 月 11 日
厚生労働大臣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条に基づき定める対応指針は別紙のとおりとし、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。